

第1回 監察業務の高度化等に関する検討会
議事概要

1 日時・場所

平成24年10月26日(金) 午前10時00分から午後0時10分まで
中央合同庁舎2号館19階 警察庁庁議室

2 次第

別添のとおり

3 概要

(1) 事務局より経緯・今後の進め方・資料等について説明

(2) 協議

ア テーマ (1)「内部通報制度の活性化方策」について

委員： 現在の制度は、通報対象が法令違反行為に限定されている点に問題がある。これは、通報しようとする者に法令違反かどうかの判断を負担させることになっており、これでは広くリスク情報を収集することはできない。問題行為の「兆候」を集めなければ組織のリスク管理に資する制度にならない。法令違反は無論であるが、通報の対象となる行為は「警察の信頼を害するおそれがあると考えられるもの」等とするのはどうか。現在の規定は公益通報者保護法に引っ張られすぎている感じがする。

また、制度を周知する際、警察組織を良くするためにこの制度があるということをきちんと説明する必要がある。

委員： 警察だから非違事案がないという訳ではないので、未然防

止やボヤのうちに火消しをするためにも、制度を活性化し情報を幅広く拾うべき。もちろん、幅広く収集すれば、玉石混淆にならざるを得ないが、内部通報制度が有効に機能している組織は、これを覚悟した上で、一定量の通報の中から重要な情報をより分けて必要な対処を行っている。

委員： 入ってくる情報のチャンネルは複線化すべきだと思う。一本に絞ることなく、様々な手段を提示することで結果として情報が集まる。しかし、それぞれどういった事案を扱うのか整理する必要はある。

事務局： 各都道府県警は既に、内部通報制度以外の目安箱等の制度を持っており、この中に内部通報的なものが入ってくることもあるので、これも包含するかたちで制度化・活性化できないかと考えている。

委員： 全て一緒くたにしてしまうと、玉石混淆どころか、悩み・相談まで混ざってしまい、振り分けが大変になり混乱する。相談窓口と通報窓口は並列して設置し、その境界をあまり厳格にしないのがよいのではないか。そうすればある程度は振り分けられるし、目安箱に通報に値するものが交ざっていれば、通報窓口へ誘導すればいい。

委員： この制度は、「警察官のモラルを高める」「警察組織の信頼性を向上させる」という理念を達成するためのツールの一つとして位置付けるべきである。各警察官の士気を高める、教育・研修を行う、情報をオープンにする等の施策を行い、それでも隠れてしまうものを拾うための制度。全体像を明確化して打ち出さないで内部通報制度のみを機能させようとするのは意味がないし、またそもそも単独では機能しない。

委員： 内部通報制度について「組織の一体感が失われるのではないか」という指摘もあるが、それは理念がないからである。内部通報制度は、告げ口制度ではなく、組織を改善するための制度であることを理解してもらわないと駄目である。

委員： 懲戒権の行使についても同様で、悪い人をどう処罰するかという観点のみで論じるのではなくて、リスクが発生した際のツールのひとつとして認識しなくてはならない。

委員： ひとつの非違事案が起きた時、なぜ起きたのか、組織のどという土壌があったのかということ調べ、組織としての改善点を見つけなければいけない。「監察は、警察の憲兵隊」という認識が現在ではされているのかもしれないが、そもそも監察とは、個人の責任追及にとどまらず、組織の問題点を組織論的に把握・分析し、再発防止につなげていくことや、個別の非違行為への対処を超えて広く組織のモニタリングを行うことを通じて改善に生かしていくという「前向き」の部署という位置付けも必要ではないか。「監察」に新しい意味付けを加えていく必要がある。

事務局： 監察は「組織を健康に保つ医者」のようなものだと思う。病気が見つければそれに対処するが、それだけではなくて、病気になった経験を活かし、組織の不健康を防ぐ役割も重要だと考えている。

事務局： テーマ にあるとおり、当庁では非違事案防止対策委員会を立ち上げ、事案が発生した際にその原因・背景を調査し、それらを踏まえた再発防止策を全国に指示する仕組みとした。

委員： この仕組みはとても良いと思う。

イ テーマ (2)「非違事案の組織的隠蔽等の根絶に資する懲戒権の行使の在り方」について

事務局： 監督責任に関して、現在は非違事案が発生すれば基本的に監督責任も問われているのだが、やはり不正を正す警察という立場から、内部の不正はあってはならないという認識の下、非常に厳しく処分をされている。

委員： 一般の官庁とはやはり違う性質の組織であるし、監督責任は問う必要がある。しかし、「他とは違う」という呪縛の下、

がちがちにやるのは違っていて、ある程度の柔軟性がなければならぬ。

委員：いくら警察であるからといって、単に結果責任を問うだけでは部下の非違行為を「不運」と受け取るだけで改善の意欲は湧いてこないのが、監督責任の実質化（実質的に管理監督が不十分であった場合にだけ監督責任を問うこと）は必要である。しかし、影響が大きい事案に対してある程度の責任を監督者がとることは免れられないので、こういった事案が該当するのかが明確にする必要がある。

また、自首減免についてだが、私行上の軽微な違反については効果が薄いであろうが、企業のカルテル等の場合における独占禁止法上のリーニエンシー制度が有効に機能しているように、集団的な不正等、一定のものについては自首減免の制度によって把握できる可能性がある。

委員：組織としてリスクを把握するために、チャネルはたくさんあった方がよい。

委員：自首減免制度は、理念をしっかりと打ち出した上で行えば、効果があるのではないかと。

ウ テーマ 「非違事案等の未然（再発）防止対策の強化」について

事務局：苦情について、「苦情が来ること自体が不始末」という認識がまだあるのではないかと思う。しかし、そうではなく、苦情は組織を良くするために活かしていくものなのだとすることを浸透させなければならないと考えている。

委員：企業においては、消費者窓口の充実は当たり前のことである。そこでは、苦情は改善のためのポジティブなものとして捉えられている。

委員：監察は怖いところだと思われるので、まず監察から変わることが必要なのではないかと。監察が変わったと感じれば、苦情の理念や考え方が浸透していくだろう。

